

令和3年第7回農業委員会総会会議録

令和3年第7回船橋市農業委員会総会を令和3年7月7日午後3時船橋市役所分室会議室1に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

渡邊 和雄 伊藤 栄一

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第7回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴人はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 1番、小川晃委員と、3番、織戸孝委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。

局長 農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。

議長 本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審査班長 それでは、今月2日、石井俊郎委員、渡邊和雄推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。
経営面積は、約128アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は900日、農機具を一式保有しております。
議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が、父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。
経営面積は、約77アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は360日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長 くだす。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第3条許可申請について、議案第1号の3から4を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石神推進委員は利害関係に該当しますので退席を求めます。

_____ 石神推進委員退室 _____

議長
神山審査班長

それでは、本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、今月2日、豊田豊委員、伊藤栄一推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書2ページ、地図5から6ページをご覧ください。

1号議案の3から4につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

古和釜町に在住の譲渡人並びに譲受人が、当該地を相互に交換により取得し、農業経営の安定を図るものです。

1号議案の3の譲受人の経営面積は約183アール、農業従事者は2名、世帯従事日数は630日、農機具も一式保有しております。

1号議案の4の譲受人の経営面積は約105アール、農業従事者は2名、世帯従事日数は600日、農機具も一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

す。
ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

石神推進委員、入室をお願いいたします。

————— 石神推進委員入室 —————

議長

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、金杉に在住の申請人が近隣の店舗つき共同住宅所有者からの要望により、店舗及び居住者用駐車場として整備し貸し出すものです。

現地は田で、隣接地は、登記地目が田の雑種地及び道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。なお、隣接に農地はありません。

資力については、金銭借用証書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、旭町に在住の申請人が、農地の有効利用を図るため、当該地に社会福祉施設・障害者グループホーム1棟を建築するものです。

なお、施設の運営は社会福祉事業で実績のある法人が行います。

現地は畑で、隣接地は、畑・雑種地及び登記地目が畑の道路となっており、周囲はコンクリートブロック及びフェンスを施工、雨水は貯留槽を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者には説明済みです。資力については、借用書及び融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋旭こども園と千葉県立船橋夏見特別支援学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図13から15ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、市内で土木建設業を営む譲受人が、資材置場がないため、当該地を取得し資材置場として整備するものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は鋼板囲いを施工、雨水は碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の2から4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

3号議案の2につきましては、市内で自動車整備業を営む会社の社長である譲受人が、既存の車両置場が手狭であるため、隣接する当該地を車両置場として整備し、自己が経営する会社に貸し出すものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は田及び雑種地となっており、周囲はメッシュフェンスを施工、雨水については碎石敷きによる自然浸透とすることから隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

なお、申請地は農用地区域内農地でしたが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更に基づき、令和3年6月8日付で、農用地指定の除外がなされております。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図19から21ページをご覧ください。

3号議案の3につきましては、市内で自動車整備業を個人で営む譲受人が、資材置場がないため、隣接する当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は、畑及び宅地となっており、周囲は土留めH鋼を施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、隣接農地所有者は譲渡人であります。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図22から24ページをご覧ください。

3号議案の4につきましては、市外在住の譲受人が、父が所有する当該地を使用貸借により借り受け、都市計画法第34条第11号により専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水については、雨水貯留槽を設置、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、隣接農地所有者には説明済みです。

なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、理解したうえで当該地に居住する旨の約束書が提出されております。

都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、融資証明書で確認済みです。

なお、申請地内にごみ置場が設置されているため、始末書が添付されております。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、特別養護老人ホーム南三咲とコミュニティホームみさきの社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございましたので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

4号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書5ページ、地図25から26ページをご覧ください。

4号議案につきましては、金杉9丁目の畑、面積は141平方メートルであります。

当該地は、令和2年に相続し、相続以前より宅地の一部として利用されており、現在に至っております。

20年以上、宅地であった旨の証明として、昭和54年11月6日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございましたので、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可は要しないと決しました。

局長。

局長
議長
事務局

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第5号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

議案第5号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は6ページです。

1につきましては、芝山に在住の申請人の父が、令和3年3月に死亡したことにより、耕作地13筆、計9,313.61平方メートルのうち、生産緑地である芝山の畑4筆、計3,706平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

2につきましては、西船に在住の申請人の父が、令和2年12月に死亡したことにより、耕作地8筆、計3,787平方メートルのうち、生産緑地である西船の畑6筆、計2,426平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めま。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第6号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第6号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は7ページです。

本件につきましては、芝山に在住していた農業従事者が令和3年3月6日に死亡したことにより、当該土地所有者の相続人から、耕作地13筆、計9,313.61平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている5筆、計6,298平方メートルのうち、芝山の畑1筆、2,592平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者であると思われまます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長 「異議なし」の声あり

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長 令和3年度第4次農用地利用集積計画について、議案第7号を上程いたします。

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第7号につきましては、令和3年度第4次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は8ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨

の規定がございます。

このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、藤原6丁目の畑8筆、計3,054平方メートルに、賃借権3年を新規に設定するものです。

また、2は、更新による継続契約についてでございます。

大神保町の畑9筆、計7,355平方メートルに、賃借権3年を継続して設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第4次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

局長。

局長 都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第8号を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、宍倉推進委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

_____ 宍倉推進委員退室 _____

議長 それでは、本議案につきまして事務局から説明を願います。

事務局 議案第8号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は9ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。

このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は前原東の畑2筆、計1,982平方メートルに、1年の賃借権を設定するものです。

事務局において事業計画について確認・調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われま

す。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

宍倉推進委員、入室をお願いします。

_____ 宍倉推進委員入室 _____

議長 続いて、事務局より報告がございます。

局長 それでは、報告をさせていただきます。

報告事項（1）農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書10ページに記載のとおり、1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページから14ページに記載のとおり、5月中旬に21件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書15ページから24ページに記載のとおり、5月中旬に

47件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出について、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（4）農地法第4条の一時転用許可に伴う農地復元報告について、議案書25ページに記載のとおり、1件の報告書の提出がありました。

報告事項（5）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書26ページに記載のとおり、2件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（6）農地の転用事実に関する照会について、議案書27ページに記載のとおり、1件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（7）軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書28ページに記載のとおり、1件の届出書を受理いたしました。

報告事項（8）生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書29ページに記載のとおり、行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（9）令和2年度、農地流動化「ワン・スリー運動」の実績についてご報告いたします。議案書30ページに記載のとおり、農用地利用集積計画による利用権設定を行った面積につきまして、新規の貸し借りは約569アールで、委員1人あたり21.1アールとなりました。県が目標とする30アールには達しませんでした。引き続き農地利用集積の推進に取り組まれますよう、よろしく願いいたします。

報告事項（10）6月9日に実施いたしました本年度第1回の農地パトロールの結果につきましては、お配りした資料のとおりです。当案件について、7月2日に土地所有者に対し事情聴取を行う予定でしたが、地権者の都合がつかず実施できなかったため、改めて日程調整のうえ実施し、結果については次回以降の総会で報告させていただきます。

以上でございます。

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

議長

事務局

続いて、今年度の利用状況調査について、事務局から説明がございます。

令和3年度利用状況調査についてとなります。お手元資料、「利用状況調査について」をご覧ください。

今年度は8月18日から9月27日にかけて実施いたします。利用状況調査では、農業委員、推進委員、農業委員会事務局、農水産課が農地に足を運び、荒廃農地であるか、また前年、荒廃農地と判断した土地がその後改善されているかどうかを調査いたします。調査時間は9時から17時を予定しております。1日で調査が終わらない場合は、2日目がございます。集合場所は担当班の事務局職員より別途ご連絡をさせていただきます。担当者や調査地区につきましては別紙、「令和3年度利用状況調査担当表」をご覧ください。昨年と担当委員、担当職員が変更となっている班があるほか、金杉及び金杉町につきましては担当班を変更し、今年度は馬込町地域の班が担当することといたします。

調査方法は、記載の荒廃農地の定義に基づき、「通常農地」か、または「荒廃農地A分類、いわゆる黄色判定」、または「荒廃農地B分類、いわゆる赤色判定」、このいずれか3つに区分いたします。

また、注意事項としまして、当日は、汚れてもよい服装、例えば作業着ですとか長靴などをお願いいたします。また、農業委員、推進委員であることを証明する身分証明書をご持参ください。待ち合わせの場所等については、事務局職員から別途ご連絡をさせていただきます。

今、お手元にある担当表にて日時を指定させていただいておりますが、都合が悪いという場合には調整いたしますので、担当班の農業委員会事務局職員へ、お早めにご連絡をいただければと思います。

また、調査当日は、おのおのご自宅で体温を計測していただきまして、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状がありましたら、すぐに事務局までお知らせください。

以上となります。

議長

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

(午後3時43分)

農政小委員長

議長

クラブ幹事長

次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

————— 連絡事項 —————

引き続き、クラブ幹事長より連絡事項がございます。

————— 連絡事項 —————

議長は、午後 3 時 4 4 分第 7 回農業委員会総会の閉会を宣言した。